

(旧) 土木工事特記仕様書 (H27年度版)	(新) 土木工事特記仕様書改定(案) (H28年度一部改訂版)	区分	改定理由
<p style="text-align: center;"><b>第3編 土木工事共通編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>特仕3-1-1-4 現場技術員</b></p> <p><b>1. 業務の協力</b> 受注者は、現場監督技術業務等を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。</p> <p><b>2. 受注者からの連絡</b> 受注者は「共仕」第3編3-1-1-4現場技術員(2)のほか<b>連絡</b>についても、現場技術員を通じて行うことができる。</p> <p><b>3. 監督職員からの連絡</b> 監督職員から受注者に対する連絡が現場技術員を通じて行われた場合は、監督職員から直接<b>連絡</b>があったものと同等である。</p> <p><b>特仕3-1-1-6 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等</b></p> <p><b>1. 立会の実施</b> 「共仕」第3編3-1-1-6監督職員による検査(確認を含む)及び<b>立会</b>等第1項の<b>立会</b>の実施にあたっては、土木工事書類作成提出要領に定める<b>確認・立会簿</b>により実施するものとする。</p> <p>① 受注者は<b>確認・立会</b>の希望日と内容等の<b>確認立会</b>事項について<b>確認・立会簿</b>に記載し、あらかじめ監督職員へ<b>提出</b>するものとする。</p> <p>② 監督職員は<b>提出</b>された<b>確認立会</b>事項に対しての<b>確認立会</b>方法を受注者に<b>通知</b>するものとし、<b>確認立会</b>の実施後は速やかにその結果を<b>確認立会書</b>として回答するものとする。</p> <p>③ <b>確認・立会簿</b>による<b>提出、通知、</b>回答は電子メールを使用することを原則とし、<b>確認・立会</b>に用いた資料等は<b>確認・立会</b>の実施者が保管するものとする。</p> <p><b>2. 段階確認の実施</b> 「共仕」第3編3-1-1-6監督職員による検査(確認を含む)及び<b>立会</b>等第6項の<b>段階確認</b>の実施にあたっては、別に定める<b>段階確認簿</b>により実施するものとする。</p> <p>① 受注者は、「共仕」第3編3-1-1-6表3-1-1<b>段階確認</b>一覧表に示す<b>確認</b>時期において、<b>段階確認</b>を受けなければならない。</p> <p>② 受注者は<b>段階確認</b>に係わる種別・細別、施工予定時期等を<b>確認</b>内容として<b>段階確認簿</b>に記載し、あらかじめ監督職員へ<b>提出</b>するものとする。</p> <p>③ 監督職員は、<b>提出</b>された<b>確認</b>内容に対しての<b>確認</b>方法を受注者に<b>通知</b>するものとし、受注者は<b>通知</b>された<b>確認</b>方法により<b>段階確認</b>を受けなければならない。 また、<b>段階確認</b>においては受注者は臨場しなければならない。</p> <p>④ <b>段階確認</b>の実施結果について監督職員は速やかに<b>確認</b>結果、<b>確認</b>日等を<b>確認書</b>として回答するものとする。</p> <p>⑤ <b>段階確認簿</b>による<b>提出、通知、</b>回答は電子メールを使用することを原則とし、<b>段階確認</b>に用いた品質・出来形記録資料やその他参考資料等は、<b>確認</b>実施者が保管するものとする。</p> <p><b>3. 重点監督</b> 受注者は、<b>設計図書</b>で重点監督と明示された場合は、<b>確認・立会</b>及び<b>段階確認</b>の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。 対象工種は、「土木工事監督技術基準(案)にかかる重点監督について」「公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について」によるものとし、工種の適用にあ</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3編 土木工事共通編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>特仕3-1-1-4 現場技術員</b></p> <p><b>1. 業務の協力</b> 受注者は、現場監督技術業務等を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。</p> <p><b>2. 受注者からの連絡</b> 受注者は「共仕」第3編3-1-1-4現場技術員(2)のほか<b>連絡</b>についても、現場技術員を通じて行うことができる。</p> <p><b>3. 監督職員からの連絡</b> 監督職員から受注者に対する連絡が現場技術員を通じて行われた場合は、監督職員から直接<b>連絡</b>があったものと同等である。</p> <p><b>特仕3-1-1-6 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等</b></p> <p><b>1. 立会の実施</b> 「共仕」第3編3-1-1-6監督職員による検査(確認を含む)及び<b>立会</b>等第1項の<b>立会</b>の実施にあたっては、土木工事書類作成提出要領に定める<b>確認・立会簿</b>により実施するものとする。</p> <p>① 受注者は<b>確認・立会</b>の希望日と内容等の<b>確認立会</b>事項について<b>確認・立会簿</b>に記載し、あらかじめ監督職員へ<b>提出</b>するものとする。</p> <p>② 監督職員は<b>提出</b>された<b>確認立会</b>事項に対しての<b>確認立会</b>方法を受注者に<b>通知</b>するものとし、<b>確認立会</b>の実施後は速やかにその結果を<b>確認立会書</b>として回答するものとする。</p> <p>③ <b>確認・立会簿</b>による<b>提出、通知、</b>回答は電子メールを使用することを原則とし、<b>確認・立会</b>に用いた資料等は<b>確認・立会</b>の実施者が保管するものとする。</p> <p><b>2. 段階確認の実施</b> 「共仕」第3編3-1-1-6監督職員による検査(確認を含む)及び<b>立会</b>等第6項の<b>段階確認</b>の実施にあたっては、別に定める<b>段階確認簿</b>により実施するものとする。</p> <p>① 受注者は、「共仕」第3編3-1-1-6表3-1-1<b>段階確認</b>一覧表に示す<b>確認</b>時期において、<b>段階確認</b>を受けなければならない。</p> <p>② 受注者は<b>段階確認</b>に係わる種別・細別、施工予定時期等を<b>確認</b>内容として<b>段階確認簿</b>に記載し、あらかじめ監督職員へ<b>提出</b>するものとする。</p> <p>③ 監督職員は、<b>提出</b>された<b>確認</b>内容に対しての<b>確認</b>方法を受注者に<b>通知</b>するものとし、受注者は<b>通知</b>された<b>確認</b>方法により<b>段階確認</b>を受けなければならない。 また、<b>段階確認</b>においては受注者は臨場しなければならない。</p> <p>④ <b>段階確認</b>の実施結果について監督職員は速やかに<b>確認</b>結果、<b>確認</b>日等を<b>確認書</b>として回答するものとする。</p> <p>⑤ <b>段階確認簿</b>による<b>提出、通知、</b>回答は電子メールを使用することを原則とし、<b>段階確認</b>に用いた品質・出来形記録資料やその他参考資料等は、<b>確認</b>実施者が保管するものとする。</p> <p><b>3. 重点監督</b> 受注者は、<b>設計図書</b>で重点監督と明示された場合は、<b>確認・立会</b>及び<b>段階確認</b>の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。 対象工種は、「土木工事監督技術基準(案)にかかる重点監督について」「公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について」によるものとし、工種の適用にあ</p>		

<p>つては監督職員の<b>指示</b>によるものとする。          予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」によるものとする。</p> <p><b>特仕 3-1-1-8 品質証明</b>  <b>1. 品質証明の実施時期と内容</b>          受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期と実施内容を<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。  <b>2. 品質証明の実施</b>          品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および工事検査の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により、整備、保管し、完成時に提出するものとする。          なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>特仕 3-1-1-12 架空線等事故防止対策</b>          架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「架空線等上空施設の事故防止マニュアル（平成21年12月中部地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。</p> <p><b>特仕 3-1-1-15 提出書類</b>  <b>1. 工事書類の提出</b>          受注者は、<b>工事書類の提出</b>は、<b>表3-1-1</b>に基づき実施するものとする。（平成22年度土木工事における受発注者の業務効率化実施要領 工事関係書類一覧表）</p>	<p>つては監督職員の<b>指示</b>によるものとする。          予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」によるものとする。</p> <p><b>特仕 3-1-1-8 品質証明</b>  <b>1. 品質証明の実施時期と内容</b>          受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期と実施内容を<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。  <b>2. 品質証明の実施</b>          品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および工事検査の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により、整備、保管し、完成時に提出するものとする。          なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>特仕 3-1-1-12 架空線等事故防止対策</b>          架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「架空線等上空施設の事故防止マニュアル（平成21年12月中部地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。</p> <p><b>特仕 3-1-1-15 提出書類</b>  <b>1. 工事書類の提出</b>          受注者は、<b>工事書類の提出</b>は、<b>表3-1-1</b>に基づき実施するものとする。（平成22年度土木工事における受発注者の業務効率化実施要領 工事関係書類一覧表）</p>	<p>・表3-1-1の見直し          ○施工計画書          →共仕1-1-1-4改訂による見直し</p> <p>○休日・夜間作業届          →週間工程会議等で連絡、把握できるため、提出は不要とする。</p> <p>○完成写真          →写真管理基準(案)に準じ、紙媒体は不要とする。</p>
--	--	---

表3-1-1 工事関係書類一覧表【中部地整版】

作成時期	種別	書類名称	書類作成の概要	書類作成者			受注者書類作成の位置付け				備考
				発注者	受注者	監督員	発注者担当課	発注者担当課	監督員担当課	監督員担当課	
工事期前	① 概工計画	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項 特記1-1-4-3	○	○	○					契約図書で規定された場合に提出する。(工期が1年以上、請負代金額1億円以上対象)
		請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項	○	○	○					
		工事工程表	工事請負契約書第3条1項	○	○	○					
		建設共同金収納書	現況特種事項(H13.31付建設省 国民令第22号) 共通仕様書1-1-1-40-5	○	○	○					
		建設共同金収納書	現況特種事項(H13.31付建設省 国民令第22号) 共通仕様書1-1-1-40-5	○	○	○					
		請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項 契約条件中の付記に定める特種事項について(H13.30付国民令第21号、国民令第22号、国民令第81号)	○	○	○					
		発注内容管理図書	共通仕様書1-1-1-5	○	○	○					CORINSへの登録(受注・変更・完成・訂正)にそれぞれ提示する。(旧称、工事カルテ受領書)
		品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8(5)	○	○	○					契約図書で規定された場合に提出する。
		土木工事品質保証技術者通知書	特共3-1-1-17	○	○	○					該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ添付して提出する。
		再生資源利用計画書	共通仕様書1-1-1-18-4	○	○	○					該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ添付して提出する。
		再生資源利用促進計画書	共通仕様書1-1-1-18-5	○	○	○					当該工事に関する期間の工事現場の維持・管理に関する計画書、監督職員に提出し承認を得ること。
		工事期中	② 細工計画	建設/マイクロ法に基づく通知書	建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律第11条	○	○	○			
施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1 特記仕様書1-1-1-4-4			○	○	○					工事を一時的に中止する期間の工事現場の維持・管理に関する計画書、監督職員に提出し承認を得ること。
設計図書の家屋確認資料(契約書18条に該当する事項があった場合)	共通仕様書1-1-1-5-2			○	○	○					契約書18条第1項1-6号に該当する事項がない場合(設計図書と一致している場合)は提示とする。(契約書第18条第1項の範囲を拡大しないこと)
設計図書の家屋確認資料(契約書18条に該当する事項がない場合)	共通仕様書1-1-1-5-2			○	○	○					契約書18条第1項1-6号に該当する事項がない場合(設計図書と一致している場合)は提示とする。(契約書第18条第1項の範囲を拡大しないこと)
工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-37-1			○	○	○					設計図書と差異があった場合は提出する。
工事測量結果(設計図書との照合)(設計図書と差異有り)	共通仕様書1-1-1-37-1			○	○	○					設計図書と一致している場合は提示する。
工事測量結果(設計図書との照合)(設計図書と一致)	共通仕様書1-1-1-37-1			○	○	○					設計図書と一致している場合は提示する。
施工体制台帳(注:工体制台帳確認一覧表)	施工体制台帳に係る書類の提出に ついて(H13.3.30付国民第70号、国民第79号、国民第81号)			○	○	○			(○)		工事を施工するときに、継続して下掲契約の代金の総額が3,000万円(土木工事)以上となる工事(下掲総額3,000万円以下であっても、作成することが見込まれる工事)土木工事等作業台帳(注)により施工体制台帳確認一覧表と施工体制台帳確認シートを、当該業者が確認できる資料の提出を行うものとする。
施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2			○	○	○					

表3-1-1 工事関係書類一覧表【中部地整版】

作成時期	種別	書類名称	書類作成の概要	書類作成者			受注者書類作成の位置付け				備考
				発注者	受注者	監督員	発注者担当課	発注者担当課	監督員担当課	監督員担当課	
工事期前	① 概工計画	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項 特記1-1-4-3	○	○	○					契約図書で規定された場合に提出する。(工期が1年以上、請負代金額1億円以上対象)
		請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項	○	○	○					
		工事工程表	工事請負契約書第3条1項	○	○	○					
		建設共同金収納書	現況特種事項(H13.31付建設省 国民令第22号) 共通仕様書1-1-1-40-5	○	○	○					
		建設共同金収納書	現況特種事項(H13.31付建設省 国民令第22号) 共通仕様書1-1-1-40-5	○	○	○					
		請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項 契約条件中の付記に定める特種事項について(H13.30付国民令第21号、国民令第22号、国民第81号)	○	○	○					
		発注内容管理図書	共通仕様書1-1-1-5	○	○	○					CORINSへの登録(受注・変更・完成・訂正)にそれぞれ提示する。(旧称、工事カルテ受領書)
		品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8(5)	○	○	○					契約図書で規定された場合に提出する。
		土木工事品質保証技術者通知書	特共3-1-1-17	○	○	○					該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ添付して提出する。
		再生資源利用計画書	共通仕様書1-1-1-18-4	○	○	○					該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ添付して提出する。
		再生資源利用促進計画書	共通仕様書1-1-1-18-5	○	○	○					当該工事に関する期間の工事現場の維持・管理に関する計画書、監督職員に提出し承認を得ること。
		工事期中	② 細工計画	建設/マイクロ法に基づく通知書	建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律第11条	○	○	○			
施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1 特記仕様書1-1-1-4-4			○	○	○					工事を一時的に中止する期間の工事現場の維持・管理に関する計画書、監督職員に提出し承認を得ること。
設計図書の家屋確認資料(契約書18条に該当する事項があった場合)	共通仕様書1-1-1-5-2			○	○	○					契約書18条第1項1-6号に該当する事項がない場合(設計図書と一致している場合)は提示とする。(契約書第18条第1項の範囲を拡大しないこと)
設計図書の家屋確認資料(契約書18条に該当する事項がない場合)	共通仕様書1-1-1-5-2			○	○	○					契約書18条第1項1-6号に該当する事項がない場合(設計図書と一致している場合)は提示とする。(契約書第18条第1項の範囲を拡大しないこと)
工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-37-1			○	○	○					設計図書と差異があった場合は提出する。
工事測量結果(設計図書との照合)(設計図書と差異有り)	共通仕様書1-1-1-37-1			○	○	○					設計図書と一致している場合は提示する。
工事測量結果(設計図書との照合)(設計図書と一致)	共通仕様書1-1-1-37-1			○	○	○					設計図書と一致している場合は提示する。
施工体制台帳(注:工体制台帳確認一覧表)	施工体制台帳に係る書類の提出に ついて(H13.3.30付国民第70号、国民第79号、国民第81号)			○	○	○			(○)		工事を施工するときに、継続して下掲契約の代金の総額が3,000万円(土木工事)以上となる工事(下掲総額3,000万円以下であっても、作成することが見込まれる工事)土木工事等作業台帳(注)により施工体制台帳確認一覧表と施工体制台帳確認シートを、当該業者が確認できる資料の提出を行うものとする。
施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2			○	○	○					

作成時期	種別	工事関係書類	書類名称	書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考			
					発注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管		監督職員へ連絡	監督職員へ納品	その他
3 施工状況	工事書類	③ 施工管理	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-2-21	○									
			工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-2-21		○								
			工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-2-21		○								
			工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-2-21		○								
			工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-2-21		○								
			工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-2-21		○								
			関係機関協議資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-35-3		○	(○)							許可後の資料については提示とする。 ただし、監督職員から請求があった場合は提出する。
			近隣協議資料	共通仕様書1-1-35		○	(○)							監督職員から請求があった場合は提出する。
			材料確認簿			○	(○)							設計図書で指定した材料がある場合に提出する。
			材料納入伝票			○	(○)							設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。 ・契約図書で規定された場合のみ提出する。 ・段階確認簿に添付する資料を併せて作成する必要がある。(発注者が作成する出来形管理資料に確認した受渡簿を併せて記入する) ・監督職員又は現場技術員が確認した場合の状況写真は不要。 ・監督職員又は現場技術員が現場で撮影した写真は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
3 施工状況	工事書類	④ 安全管理	確認・立会依頼簿	共通仕様書3-1-1-6-1		○							契約図書で規定された場合のみ提出する。 口頭、フアグンミ、電子メールなどにより連絡する。 ただし、取渡上の工事を行う場合は提出する。	
			休日・夜間作業簿	共通仕様書1-1-1-36-2		○								実施した内容について提示する。
			安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26-10		○								火薬取扱保安責任者及び従事者が携帯する本紙
			火薬取扱保安手帳及び従事者手帳	共通仕様書1-1-1-27-1		○								事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を直ちに速やかに報告する。
			工事事故速報	共通仕様書1-1-1-29		○								事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった場合は提出する。
			工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-29		○								事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった場合は提出する。
			環境特殊自動車燃料購入伝票	共通仕様書1-1-1-30-7		○								H22/3/20 特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について、国土交通省建設工事で稼働する特定特殊自動車における不適正燃料使用の徹底防止～ 燃料を燃料とする建設機械の使用にあたっては、ガソリンスタンドで販売される軽油を選択すること。
			⑤ 工事履行報告書	工事員契約書第11条 共通仕様書1-1-24		○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。
			⑥ 出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8		○								施工中は提示し、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように図面を記載する。
			出来形管理	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-7-2		○					(○)		工事数量の計算等にあたっては、土木工事数量算出係数(案)を適用する。 契約数量以外の任意施工に係る部分(設計図書に明示していないもの)の提出は不要
3 施工状況	工事書類	⑦ 品質管理	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8		○						施工中は提示し、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように図面を記載する。		
			材料品質証明資料	共通仕様書2-1-2-1		○					(○)		設計図書で指定した材料がある場合に提出する。(様式自由)	

作成時期	種別	工事関係書類	書類名称	書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考			
					発注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管		監督職員へ連絡	監督職員へ納品	その他
3 施工状況	工事書類	③ 施工管理	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-2-21	○									
			工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-2-21		○								
			工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-2-21		○								
			工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-2-21		○								
			工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-2-21		○								
			工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-2-21		○								
			関係機関協議資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-35-3		○	(○)							許可後の資料については提示とする。 ただし、監督職員から請求があった場合は提出する。
			近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35		○	(○)							監督職員から請求があった場合は提出する。
			材料確認簿			○	(○)							設計図書で指定した材料がある場合に提出する。
			材料納入伝票			○	(○)							設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。 ・契約図書で規定された場合のみ提出する。 ・段階確認簿に添付する資料を併せて作成する必要がある。(発注者が作成する出来形管理資料に確認した受渡簿を併せて記入する) ・監督職員又は現場技術員が確認した場合の状況写真は不要。 ・監督職員又は現場技術員が現場で撮影した写真は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
3 施工状況	工事書類	④ 安全管理	確認・立会依頼簿	共通仕様書3-1-1-6-1		○							契約図書で規定された場合のみ提出する。 口頭、フアグンミ、電子メール、ASPなどにより連絡する。 ただし、取渡上の工事を行う場合は、口頭を適用外とする。 実施した内容について提示する。	
			休日・夜間作業簿	共通仕様書1-1-1-36-2		○								火薬取扱保安責任者及び従事者が携帯する本紙
			安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26-10		○								事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を直ちに速やかに報告する。
			火薬取扱保安手帳及び従事者手帳	共通仕様書1-1-1-27-1		○								事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった場合は提出する。
			工事事故速報	共通仕様書1-1-1-29		○								事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった場合は提出する。
			工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-29		○								H22/3/20 特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について、国土交通省建設工事で稼働する特定特殊自動車における不適正燃料使用の徹底防止～ 燃料を燃料とする建設機械の使用にあたっては、ガソリンスタンドで販売される軽油を選択すること。
			環境特殊自動車燃料購入伝票	共通仕様書1-1-1-30-7		○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。
			⑤ 工事履行報告書	工事員契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24		○								施工中は提示し、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように図面を記載する。
			⑥ 出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8		○								工事数量の計算等にあたっては、土木工事数量算出係数(案)を適用する。 契約数量以外の任意施工に係る部分(設計図書に明示していないもの)の提出は不要
			出来形管理	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-7-2		○					(○)		設計図書で指定した材料がある場合に提出する。(様式自由)
3 施工状況	工事書類	⑦ 品質管理	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8		○						施工中は提示し、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように図面を記載する。		
			材料品質証明資料	共通仕様書2-1-2-1		○					(○)		設計図書で指定した材料がある場合に提出する。(様式自由)	

作成時期	種別	書類名称	書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考		
				発注者	受注者	監督職員	発注者 発注 担当課	受注者 発注者 保管	その他 監督職員 へ連絡		その他 監督職員 へ納品	
施工中	契約関係書類	中間前払金	認定請求書 履行報告書 請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条4項 共通仕様書1-1-1-21-7	○	○	○	○			中間前払いの条件がある工事	
		完済部分 検査	指定部分引渡書 請求書(指定部分完済私金)	工事請負契約書第38条1項 工事請負契約書第38条1項 共通仕様書1-1-21-2	○	○	○	○			部分引き渡しの条件がある工事	
		部分 検査	請負工事既済部分検査請求書 出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-21-2	○	○	○	○				
		部分 検査	出来高内訳書 請求書(部分私金)	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-21-2	○	○	○	○				
		部分 検査	修補完了報告書 修補完了届	工事請負契約書第31条1項	○	○	○	○			※検査職員に提出する。	
		部分 検査	かし修補引渡書	工事請負契約書第31条6項	○	○	○	○				
		部分 検査	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項	○	○	○	○			部分使用がある場合に提出する。	
		部分 検査	工期延期	工期延期届	工事請負契約書第21条	○	○	○	○			工期の延長を請求する場合に提出する。
		部分 検査	支給品 支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	○	○	○	○			支給品を受領した場合に提出する。	
		部分 検査	支給品 支給品精算書	共通仕様書3-1-1-16-3	○	○	○	○			支給品を受領した場合に提出する。	
		部分 検査	建設機械 建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	○	○	○	○			建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		部分 検査	建設機械 建設機械借用書	工事請負契約書第15条3項	○	○	○	○			建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		部分 検査	建設機械 建設機械返納書	工事請負契約書第15条3項	○	○	○	○			建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		部分 検査	現場発生 現場発生品調査 出来高報告書 (数量内訳書、出来高図)	共通仕様書1-1-1-17 共通仕様書3-1-1-10-7	○	○	○	○			現場発生品がある場合に提出する。	
		その他	新技術活用関係資料	新技術活用関係資料	公共工事等における新技術活用の促進について(H22.5付国官経第277号、国官技第286号) 共通仕様書1-1-1-12-6	○	○	○	○			新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。 発注者指定型は活用効果調査表、施工者希望型は活用計画書、活用効果調査表

作成時期	種別	書類名称	書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考		
				発注者	受注者	監督職員	発注者 発注 担当課	受注者 発注者 保管	その他 監督職員 へ連絡		その他 監督職員 へ納品	
施工中	契約関係書類	中間前払金	認定請求書 履行報告書 請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条4項 共通仕様書1-1-1-21-7	○	○	○	○			中間前払いの条件がある工事	
		完済部分 検査	指定部分引渡書 請求書(指定部分完済私金)	工事請負契約書第38条1項 工事請負契約書第38条1項 共通仕様書1-1-21-2	○	○	○	○			部分引き渡しの条件がある工事	
		部分 検査	請負工事既済部分検査請求書 出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-21-2	○	○	○	○				
		部分 検査	出来高内訳書 請求書(部分私金)	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-21-2	○	○	○	○				
		部分 検査	修補完了報告書 修補完了届	工事請負契約書第31条1項	○	○	○	○			※検査職員に提出する。	
		部分 検査	かし修補引渡書	工事請負契約書第31条6項	○	○	○	○				
		部分 検査	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項	○	○	○	○			部分使用がある場合に提出する。	
		部分 検査	工期延期	工期延期届	工事請負契約書第21条	○	○	○	○			工期の延長を請求する場合に提出する。
		部分 検査	支給品 支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	○	○	○	○			支給品を受領した場合に提出する。	
		部分 検査	支給品 支給品精算書	共通仕様書1-1-16-3	○	○	○	○			支給品を受領した場合に提出する。	
		部分 検査	建設機械 建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	○	○	○	○			建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		部分 検査	建設機械 建設機械借用書	工事請負契約書第15条3項	○	○	○	○			建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		部分 検査	建設機械 建設機械返納書	工事請負契約書第15条3項	○	○	○	○			建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		部分 検査	現場発生 現場発生品調査 出来高報告書 (数量内訳書、出来高図)	共通仕様書1-1-1-17 共通仕様書3-1-1-10-7	○	○	○	○			現場発生品がある場合に提出する。	
		その他	新技術活用関係資料	新技術活用関係資料	公共工事等における新技術活用の促進について(H22.5付国官経第277号、国官技第286号) 共通仕様書1-1-1-12-6	○	○	○	○			新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。 発注者指定型は活用効果調査表、施工者希望型は活用計画書、活用効果調査表

作成時期	工事関係書類		書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考		
	種別	書類名称		発注者	受注者	提出		提示			その他	
工事完成時	契約関係書類	完成通知書	工事請負契約書第31条1項 共通仕様書1-1-1-20-1	○								
		引渡書	工事請負契約書第31条4項	○								
		請求書(完代金)	工事請負契約書第32条1項	○								
		出発管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	○				(○)				施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出発地の測定位置が分かるように前図を記載する。 施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように前図を記載する。
		品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	○				(○)				
		品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	○				(○)				
		土木工事品質確認書	特社3-1-1-7(3)	○				(○)				施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。
		工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	○								工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。(紙の工事写真 機は提出不要)
		完成写真		○								土木工事書類作成提出要領に基づき紙媒体で提出する。
		品質基礎確保台帳	特社3-1-1-11	○								
工事完成時	総合評価実施報告書	総合評価実施報告書の取扱いについて (H12.9.20付建設省厚労発第00号)		○								総合評価実施報告書を作成して提出する。
		イメージアップの実施状況	土木請負工事におけるイメージアップ 経費の積算要領(案)(H19.3.29付国管 技第354号)	○								イメージアップ対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含 め提出するとともに、実施状況について写真等を含め提出する。
		創設工夫・社会性等に関する実施状況(説 明資料)	共通仕様書3-1-1-16	○								創設工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。
		工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	○							○	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品または紙の成 果品で納品する。
		工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9	○							○	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品または紙の成 果品で納品する。
		地質・土質調査成果	共通仕様書3-1-1-9-6	○							○	
		再生資源利用実施書	共通仕様書1-1-1-18-6	○								
		再生資源利用促進実施書	共通仕様書1-1-1-18-6	○							○	該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提 出する。
		建設副産物搬出工事用一 覧表	共通仕様書1-1-1-18-6	○							○	該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して 提出する。
		特定調達品目調達実績調査表	共通仕様書1-1-1-30-9	○							○	クレーン購入法に基づく特定調達品目の使用実績調査
その他	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-12-5-(2)	○							○	「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。	

作成時期	工事関係書類		書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考		
	種別	書類名称		発注者	受注者	提出		提示			その他	
工事完成時	契約関係書類	完成通知書	工事請負契約書第31条1項 共通仕様書1-1-1-20-1	○								
		引渡書	工事請負契約書第31条4項	○								
		請求書(完代金)	工事請負契約書第32条1項	○								
		出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	○					(○)			施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように前図を記載する。
		品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	○					(○)			施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように前図を記載する。
		品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	○					(○)			施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。
		土木工事品質確認書	特社3-1-1-7(3)	○					(○)			施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。
		工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	○								工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。(紙の 工事写真は提出不要)
		完成写真		○								土木工事書類作成提出要領に基づき紙媒体で提出する。
		品質記録保存台帳	共通仕様書3-1-1-11	○								
工事完成時	総合評価実施報告書	総合評価実施報告書の取扱いについて (H12.9.20付建設省厚労発第00号)		○								総合評価実施報告書を作成して提出する。
		イメージアップの実施状況	土木請負工事におけるイメージアップ 経費の積算要領(案)(H19.3.29付 国管技第354号)	○								イメージアップ対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工 計画書に含め提出するとともに、実施状況について写真等を含め提出す る。
		創設工夫・社会性等に関する実施状 況(説明資料)	共通仕様書3-1-1-16	○								創設工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。
		工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	○							○	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及 び紙の成果品で納品する。
		工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9	○							○	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及 び紙の成果品で納品する。
		地質・土質調査成果	共通仕様書3-1-1-9-6	○							○	
		再生資源利用実施書	共通仕様書1-1-1-18-6	○								
		再生資源利用促進実施書	共通仕様書1-1-1-18-6	○							○	該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより 作成して提出する。
		建設副産物搬出工事用一 覧表	共通仕様書1-1-1-18-6	○							○	該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムによ り作成して提出する。
		特定調達品目調達実績調査表	共通仕様書1-1-1-30-9	○								○
その他	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-12-5-(3)	○							○	「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に 提出する。	

**2. 情報の漏洩、窃用等の対策**

受注者は、工事（業務）の施行（履行）のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令及び国土交通省情報セキュリティポリシー（平成24年5月15日）に準拠しなければならない。

また、国土交通省情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督職員に**提示**を依頼するものとする。

**特仕 3-1-1-16 創意工夫**

受注者は、「共仕」第3編 3-1-1-16 創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に**施工計画書**に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し**報告**することができる。なお、実施状況様式については、一覧表形式とすることができる。

創意工夫・社会性等に関する実施状況例		
項目	評価内容	実施内容
建物工事	施工	・施工に伴う器具、工具、設置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の活用 ・施工方法の工夫、施工順序の改善 ・現場維持管理の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT（情報通信技術）の活用 等
自ら立案実施した創意工夫の取組		
新技術活用	NET15登録技術のうち、 ・設計技術の活用 ・「労働生産性向上」の活用 ・「労働環境改善」を除く「有用とされる技術」の活用 ・設計技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用	
品質	・土工、設備、電気の商品向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等	
安全衛生	・安全衛生教育・講習会・P10ール等の工夫 ・事故防止の工夫 ・作業環境の改善 ・労働争議防止の工夫 ・環境保全の工夫 等	
社会性等	地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・建築物等の周辺地域との調和 ・地域性とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行状などによる新技術導入への協力 等
地域社会や市民に対する貢献		

**特仕 3-1-1-17 土木工事品質確認技術者**

受注者は、**設計図書**で品質証明員に加えて土木工事品質確認技術者を選択できる対象工事と明示され、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。

ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事及び ISO9001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いを適用する工事として承認された工事は本制度を選択できない。

(1) 受注者は、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、中部地方整備局長が認定した土木工事品質確認技術者を配置しなければならない。

(2) 受注者は社内の土木工事品質確認技術者を配置する場合は、当該工事に従事していない者でかつその他工事に常駐・専任していない者とする。また、土木工事品質確認技術者を定めた場合、**書面**により氏名、資格（土木工事品質確認技術者認定証の写しを添付）、経験（過去5カ年程度）及び経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。

なお、土木工事品質確認技術者を変更した場合も同様とする。

(3) 土木工事品質確認技術者は、以下に示す品質確認等を行うものとし、実施した内容を記載した様式（土木工事品質確認書）及び**確認**した資料等を整備・保管するものとする。また、資料等は検査時に**提出**するものとする。

なお、施工途中において監督職員及び検査職員の請求があった場合には速やかに提示しなければならない。

①表3-1-1「品質段階確認一覧表」に示す段階について臨場等により**確認**。

②表3-1-1に記載のない種別、細別については、別途**段階確認**等について、監督職員と

**2. 情報の漏洩、窃用等の対策**

受注者は、工事（業務）の施行（履行）のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令及び国土交通省情報セキュリティポリシー（平成24年5月15日）に準拠しなければならない。

また、国土交通省情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督職員に**提示**を依頼するものとする。

**特仕 3-1-1-16 創意工夫**

受注者は、「共仕」第3編 3-1-1-16 創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に**施工計画書**に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し**報告**することができる。なお、実施状況様式については、一覧表形式とすることができる。

創意工夫・社会性等に関する実施状況例		
項目	評価内容	実施内容
建物工事	施工	・施工に伴う器具、工具、設置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の活用 ・施工方法の工夫、施工順序の改善 ・現場維持管理の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT（情報通信技術）の活用 等
自ら立案実施した創意工夫の取組		
新技術活用	NET15登録技術のうち、 ・設計技術の活用 ・「労働生産性向上」の活用 ・「労働環境改善」を除く「有用とされる技術」の活用 ・設計技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用	
品質	・土工、設備、電気の商品向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等	
安全衛生	・安全衛生教育・講習会・P10ール等の工夫 ・事故防止の工夫 ・作業環境の改善 ・労働争議防止の工夫 ・環境保全の工夫 等	
社会性等	地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・建築物等の周辺地域との調和 ・地域性とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行状などによる新技術導入への協力 等
地域社会や市民に対する貢献		

**特仕 3-1-1-17 土木工事品質確認技術者**

受注者は、**設計図書**で品質証明員に加えて土木工事品質確認技術者を選択できる対象工事と明示され、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。

ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事及び ISO9001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いを適用する工事として承認された工事は本制度を選択できない。

(1) 受注者は、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、中部地方整備局長が認定した土木工事品質確認技術者を配置しなければならない。

(2) 受注者は社内の土木工事品質確認技術者を配置する場合は、当該工事に従事していない者でかつその他工事に常駐・専任していない者とする。また、土木工事品質確認技術者を定めた場合、**書面**により氏名、資格（土木工事品質確認技術者認定証の写しを添付）、経験（過去5カ年程度）及び経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。

なお、土木工事品質確認技術者を変更した場合も同様とする。

(3) 土木工事品質確認技術者は、以下に示す品質確認等を行うものとし、実施した内容を記載した様式（土木工事品質確認書）及び**確認**した資料等を整備・保管するものとする。また、資料等は検査時に**提出**するものとする。

なお、施工途中において監督職員及び検査職員の請求があった場合には速やかに提示しなければならない。

①表3-1-1「品質段階確認一覧表」に示す段階について臨場等により**確認**。

②表3-1-1に記載のない種別、細別については、別途**段階確認**等について、監督職員と

協議し定めた内容。

- (4) 受注者は、品質確認の実施にあたり、**段階確認**の品質確認の時期及び内容等の項目を**施工計画書**の(15)その他に記載しなければならない。
- (5) 土木工事品質確認技術者の資格を有する者は、「共仕」第3編第1章3-1-1-8、「特仕第3編第1章3-1-1-8の品質証明における品質証明員と兼ねることができる
- (6) 土木工事品質確認技術者は、原則として技術検査(完成・完済・中間)に立ち会うものとする。
- (7) 土木工事品質確認技術者を選択した場合は、上記(3)の**段階確認**に要する費用については、別途監督職員と**協議**するものとする。

表3-1-1 品質段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	土木工事監督技術基準(要)による段階確認頻度A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度による監督職員等の段階確認頻度C
					現場による品質確認頻度B	写真等による品質確認頻度A-C-B	
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事	1回/1工事	-	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)の変化した時	土(岩)質、変位位置	1回/土(岩)質の変化毎	1回/土質毎	A-C-B	1回/1工事
道路土工 (掘削工) 舗装工 (下層路盤)		アブレーション実施時	アブレーション実施状況	1回/1工事	1回/1工事	-	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	一般:1回/工事 重点:2回/工事	一般:- 重点:A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
	蒸餾	蒸餾完了時	使用材料、幅、延長、蒸餾厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	一般:1回/工事 重点:2回/工事	一般:- 重点:A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
	サンドマット	地埋完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	一般:1回/工事 重点:2回/工事	一般:- 重点:A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
セメント工	セメント 袋詰式セメント ホールド	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
		施工完了時	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
締固め改良工	カトクワック	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメント 生石灰	施工時	使用材料、深さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
	薬液注入	施工時	使用材料、深さ、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般:1回/150枚 重点:1回/100枚	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	A-C-B	試験矢板+ 一般:1回/150枚 重点:1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	A-C-B	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般:1回/75本 重点:1回/50本	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	A-C-B	試験矢板+ 一般:1回/75本 重点:1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	A-C-B	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	

協議し定めた内容。

- (4) 受注者は、品質確認の実施にあたり、**段階確認**の品質確認の時期及び内容等の項目を**施工計画書**の(15)その他に記載しなければならない。
- (5) 土木工事品質確認技術者の資格を有する者は、「共仕」第3編第1章3-1-1-8、「特仕第3編第1章3-1-1-8の品質証明における品質証明員と兼ねることができる
- (6) 土木工事品質確認技術者は、原則として技術検査(完成・完済・中間)に立ち会うものとする。
- (7) 土木工事品質確認技術者を選択した場合は、上記(3)の**段階確認**に要する費用については、別途監督職員と**協議**するものとする。

表3-1-1 品質段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	土木工事監督技術基準(要)による段階確認頻度A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度による監督職員等の段階確認頻度C
					現場による品質確認頻度B	写真等による品質確認頻度A-C-B	
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事	1回/1工事	-	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)の変化した時	土(岩)質、変位位置	1回/土(岩)質の変化毎	1回/土質毎	A-C-B	1回/1工事
道路土工 (掘削工) 舗装工 (下層路盤)		アブレーション実施時	アブレーション実施状況	1回/1工事	1回/1工事	-	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	一般:1回/工事 重点:2回/工事	一般:- 重点:A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
	蒸餾	蒸餾完了時	使用材料、幅、延長、蒸餾厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	一般:1回/工事 重点:2回/工事	一般:- 重点:A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
	サンドマット	地埋完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	一般:1回/工事 重点:2回/工事	一般:- 重点:A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
セメント工	セメント 袋詰式セメント ホールド	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
		施工完了時	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
締固め改良工	カトクワック	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメント 生石灰	施工時	使用材料、深さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
	薬液注入	施工時	使用材料、深さ、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本	一般:1回/工事 重点:2回/工事	A-C-B	一般:1回/工事 重点:2回/工事
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般:1回/150枚 重点:1回/100枚	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	A-C-B	試験矢板+ 一般:1回/150枚 重点:1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	A-C-B	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般:1回/75本 重点:1回/50本	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	A-C-B	試験矢板+ 一般:1回/75本 重点:1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	A-C-B	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	



種別	細別	確認時期	確認項目	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度による監督職員等の段階確認頻度C
				現場による品質確認頻度B	写真等による品質確認頻度A-C-B	
既製杭工	既製のH110鋼管杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適合、杭の支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/1工事 重点：2回/1工事	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		掘削完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
掘削杭工	H110-H140のH110大口掘削杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		掘削完了時	基準高、偏心量、傾斜	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/1工事	1回/1工事	1回/1工事
		掘削完了時	長さ、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：全数	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：2回/1工事	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：2回/1工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本	1回/1本	1回/1本
		掘削完了時	基準高、偏心量、傾斜	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：全数	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：2回/1工事	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：2回/1工事
		グラウト注入時	使用材料、使用量	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：全数	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：2回/1工事	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：2回/1工事
トアノケル基礎工 ニセオケル基礎工		鉄骨据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物	1回/1工事	1回/1工事
		本体設置前(トアノケル)	支持層	1回/1構造物	1回/1工事	1回/1工事
		掘削完了時(ニセオケル)	土(岩)質、変化位置	1回/1工事	1回/1工事	1回/1工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット	1回/1工事	1回/1工事
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適合、支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		打込完了時	基準高、偏心量	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本

種別	細別	確認時期	確認項目	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度による監督職員等の段階確認頻度C
				現場による品質確認頻度B	写真等による品質確認頻度A-C-B	
既製杭工	既製のH110鋼管杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適合、杭の支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		掘削完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
掘削杭工	H110-H140のH110大口掘削杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		掘削完了時	基準高、偏心量、傾斜	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/1工事	1回/1工事	1回/1工事
		掘削完了時	長さ、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：全数	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：2回/1工事	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：2回/1工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本	1回/1本	1回/1本
		掘削完了時	基準高、偏心量、傾斜	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：全数	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：2回/1工事	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：2回/1工事
		グラウト注入時	使用材料、使用量	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：全数	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：2回/1工事	試験杭+ 一般：1回/3本 重点：2回/1工事
トアノケル基礎工 ニセオケル基礎工		鉄骨据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物	1回/1工事	1回/1工事
		本体設置前(トアノケル)	支持層	1回/1構造物	1回/1工事	1回/1工事
		掘削完了時(ニセオケル)	土(岩)質、変化位置	1回/1工事	1回/1工事	1回/1工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット	1回/1工事	1回/1工事
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適合、支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		打込完了時	基準高、偏心量	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：2回/10本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準	土木工事品質確認技術者による品質確認程度		土木工事品質確認技術者制度による監督職員等の段階確認程度C
				(第1)による段階確認程度A	現場による品質確認程度B	写真等による品質確認程度A-C-B	
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線	—	—	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線	—	—	1回/1法線
護岸工	法線工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工事	—	—	1回/1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	4回/1工事	—	—	1回/1工事
重要構造物 (橋門・橋管を含む) 単体工 (橋台) RC単体工 (橋脚) 橋脚コア工 RC橋脚 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同堰本体工	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	土(岩)質の変化毎	1回/土(岩)質毎	—	—	1回/土(岩)質毎
		床版掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物	1回/1工事	A-C-B	1回/1工事
	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物	一般:15%程度/1構造物 重点:30%程度/1構造物	A-C-B	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事
		埋戻し前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1構造物	1回/1工事	—	1回/1工事
単体工 RC単体工	善理の位置決定時	善理の位置	1回/1構造物	1回/1工事	—	1回/1工事	
床版工	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物	一般:15%程度/1構造物 重点:30%程度/1構造物	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事	
鋼 橋	仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	一般:— 重点:1回/1構造物	一般:— 重点:1回/1構造物	—	一般:— 重点:1回/1工事	
プレキャスト(PC)橋製作工 プレキャスト(プレキャスト)橋製作工 プレキャスト(プレキャスト)橋製作工 PCスラブ製作工 PC梁製作工 PC箱製作工 PC片持箱製作工 PC押出し箱製作工 床版・橋組工	プレストレス導入完了時 橋組作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総トナ数 重点:10%程度/総トナ数	一般:5%程度/総トナ数 重点:10%程度/総トナ数	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事	
		プレストレス導入完了時 橋組作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総トナ数 重点:20%程度/総トナ数	一般:10%程度/総トナ数 重点:20%程度/総トナ数	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事
	PC鋼梁・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物	一般:15%程度/1構造物 重点:30%程度/1構造物	A-C-B	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事
		PC鋼梁・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般:15%程度/1構造物 重点:30%程度/1構造物	—	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事
トンネル掘削工	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	1回/土(岩)質の変化毎	—	1回/土(岩)質の変化毎	
トンネル支保工	支保工完了時(支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、かつ部材打ち込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎	1回/支保工変更毎	—	1回/支保工変更毎	
トンネル覆工	コンクリート打設前	巻立空間	一般:1回/構造の変化毎 重点:3打設毎又は1回/構造の変化毎の頻度の多い方	一般:1回/構造の変化毎 重点:3打設毎又は1回/構造の変化毎の頻度の多い方	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事	
	コンクリート打設後	出来形寸法	1回/2.0m以上露場により確認	1回/2.0m以上露場により確認	—	1回/工事	
お好みポイント工	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎	1回/構造の変化毎	—	1回/構造の変化毎	
ダム工	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	—	各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「段階確認の程度」は、目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。  
なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、両翼等の連続構造物は施工単位(日地)毎とする。  
・土木工事品質確認技術者の現場による品質確認で設計変更に関する確認が必要となった場合は、従来どおり監督職員による「段階確認」を行うものとする。  
・一般工事:重点工事以外の工事  
・重点工事:下記の工事  
イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事  
ロ 施工条件が厳しい工事  
ハ 第三者に対する影響のある工事  
ニ その他  
・写真等による品質確認については、写真・施工管理ソフトにより施工後速やかに品質の確認を行うものとする。

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準	土木工事品質確認技術者による品質確認程度		土木工事品質確認技術者制度による監督職員等の段階確認程度C
				(第1)による段階確認程度A	現場による品質確認程度B	写真等による品質確認程度A-C-B	
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線	—	—	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線	—	—	1回/1法線
護岸工	法線工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工事	—	—	1回/1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工事	—	—	1回/1工事
重要構造物 (橋門・橋管を含む) 単体工 (橋台) RC単体工 (橋脚) 橋脚コア工 RC橋脚 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同堰本体工	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	土(岩)質の変化毎	1回/土(岩)質毎	—	—	1回/土(岩)質毎
		床版掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物	1回/1工事	A-C-B	1回/1工事
	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物	一般:15%程度/1構造物 重点:30%程度/1構造物	A-C-B	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事
		埋戻し前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1構造物	1回/1工事	—	1回/1工事
単体工 RC単体工	善理の位置決定時	善理の位置	1回/1構造物	1回/1工事	—	1回/1工事	
床版工	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物	一般:15%程度/1構造物 重点:30%程度/1構造物	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事	
鋼 橋	仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	一般:— 重点:1回/1構造物	一般:— 重点:1回/1構造物	—	一般:— 重点:1回/1工事	
プレキャスト(PC)橋製作工 プレキャスト(プレキャスト)橋製作工 プレキャスト(プレキャスト)橋製作工 PCスラブ製作工 PC梁製作工 PC箱製作工 PC片持箱製作工 PC押出し箱製作工 床版・橋組工	プレストレス導入完了時 橋組作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総トナ数 重点:10%程度/総トナ数	一般:5%程度/総トナ数 重点:10%程度/総トナ数	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事	
		プレストレス導入完了時 橋組作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総トナ数 重点:20%程度/総トナ数	一般:10%程度/総トナ数 重点:20%程度/総トナ数	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事
	PC鋼梁・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物	一般:15%程度/1構造物 重点:30%程度/1構造物	A-C-B	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事
		PC鋼梁・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般:15%程度/1構造物 重点:30%程度/1構造物	—	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事
トンネル掘削工	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	1回/土(岩)質の変化毎	—	1回/土(岩)質の変化毎	
トンネル支保工	支保工完了時(支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、かつ部材打ち込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎	1回/支保工変更毎	—	1回/支保工変更毎	
トンネル覆工	コンクリート打設前	巻立空間	一般:1回/構造の変化毎 重点:3打設毎又は1回/構造の変化毎の頻度の多い方	一般:1回/構造の変化毎 重点:3打設毎又は1回/構造の変化毎の頻度の多い方	—	一般:1回/工事 重点:2回/工事	
	コンクリート打設後	出来形寸法	1回/2.0m以上露場により確認	1回/2.0m以上露場により確認	—	1回/工事	
お好みポイント工	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎	1回/構造の変化毎	—	1回/構造の変化毎	
ダム工	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	—	各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「段階確認の程度」は、目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。  
なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、両翼等の連続構造物は施工単位(日地)毎とする。  
・土木工事品質確認技術者の現場による品質確認で設計変更に関する確認が必要となった場合は、従来どおり監督職員による「段階確認」を行うものとする。  
・一般工事:重点工事以外の工事  
・重点工事:下記の工事  
イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事  
ロ 施工条件が厳しい工事  
ハ 第三者に対する影響のある工事  
ニ その他  
・写真等による品質確認については、写真・施工管理ソフトにより施工後速やかに品質の確認を行うものとする。

**特仕 3-1-1-18 IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いを適用する工事**

受注者は、**設計図書**で IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いの対象工事と明示された場合は、以下による。

- (1) 監督業務を重点的に実施する工事である場合には、適用できない。
- (2) IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いの対象工事については、「工事における IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取り扱いについて」(H16.9.1 国地契第 21 号、国官技第 117 号、国営計第 65 号)の定めによる。) )
- (3) 受注者は IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取り扱いを希望する場合、工事負契約の締結の日から 14 日以内に申請書類を発注者に提出するものとする。
- (4) IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いの適用を申請し、承認された場合は、「土木工事情質確認技術者」制度は選択できない。

**特仕 3-1-1-19 建設現場のオープン化**

**設計図書**において、建設現場へのオープン化の対象工事と明示された場合は、以下の要領に基づき実施するものとする。

- (1) 公共工事の品質確保について現地における監督の重要性に鑑み、これまでの臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用することにより、工事施工状況の把握を充実させ、契約の適正な履行と円滑な施行の確保を図ることを目的とする。併せて、公共工事の執行に関する説明責任の向上の観点から、必要に応じ施工状況の映像を見学施設等において一般見学者等に公開することにより、事業の円滑な執行への寄与を期待するものである。
- (2) モニターカメラの設置位置については、監督職員の指示によるものとする。
- (3) モニターカメラの操作は、原則として監督職員が行うものとする。また、モニターカメラの稼働時間は、工事の作業実施時間内とする。なお、モニターカメラは、目的以外にはこれを使用しないことを原則とするが、盗難、テロ等にかかる危機管理上等で特に必要が生じた場合を除くものとする。

**特仕 3-1-1-18 IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いを適用する工事**

受注者は、**設計図書**で IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いの対象工事と明示された場合は、以下による。

- (1) 監督業務を重点的に実施する工事である場合には、適用できない。
- (2) IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いの対象工事については、「工事における IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取り扱いについて」(H16.9.1 国地契第 21 号、国官技第 117 号、国営計第 65 号)の定めによる。) )
- (3) 受注者は IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取り扱いを希望する場合、工事負契約の締結の日から 14 日以内に申請書類を発注者に提出するものとする。
- (4) IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いの適用を申請し、承認された場合は、「土木工事情質確認技術者」制度は選択できない。

**特仕 3-1-1-19 建設現場のオープン化**

**設計図書**において、建設現場へのオープン化の対象工事と明示された場合は、以下の要領に基づき実施するものとする。

- (1) 公共工事の品質確保について現地における監督の重要性に鑑み、これまでの臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用することにより、工事施工状況の把握を充実させ、契約の適正な履行と円滑な施行の確保を図ることを目的とする。併せて、公共工事の執行に関する説明責任の向上の観点から、必要に応じ施工状況の映像を見学施設等において一般見学者等に公開することにより、事業の円滑な執行への寄与を期待するものである。
- (2) モニターカメラの設置位置については、監督職員の指示によるものとする。
- (3) モニターカメラの操作は、原則として監督職員が行うものとする。また、モニターカメラの稼働時間は、工事の作業実施時間内とする。なお、モニターカメラは、目的以外にはこれを使用しないことを原則とするが、盗難、テロ等にかかる危機管理上等で特に必要が生じた場合を除くものとする。